

水質試験検査報告書

依頼日 2024年03月15日

発行日 2024年03月19日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別					
施設名					検体名	給水				
採水場所	No.7 藍ヶ江港シャワー場(安川水源系管末)				水源					
採水日	2024年3月15日		8:00		採水者	沖山		遊離残留塩素	0.2 mg/L	
天候	前日			気温			採水区分	他社	持込区分	他社
	当日			水温				他社	持込区分	他社
試験項目	試験結果			基準値	試験項目	試験結果			基準値	
1 一般細菌	0 個/mL			100個/mL以下	27 総トリハロメタン				0.1mg/L以下	
2 大腸菌	不検出			検出されないこと	28 トリクロ酢酸				0.03mg/L以下	
3 ホルモン及びその化合物				0.003mg/L以下	29 プロピルクロロメタン				0.03mg/L以下	
4 水銀及びその化合物				0.0005mg/L以下	30 プロホルム				0.09mg/L以下	
5 セレン及びその化合物				0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド				0.08mg/L以下	
6 鉛及びその化合物				0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物				1mg/L以下	
7 砒素及びその化合物				0.01mg/L以下	33 有機リン及びその化合物				0.2mg/L以下	
8 六価クロム化合物				0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物				0.3mg/L以下	
9 亜硝酸態窒素				0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物				1mg/L以下	
10 亜塩化物イオン及び塩化亜鉛				0.01mg/L以下	36 トリハロメタン				200mg/L以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				10mg/L以下	37 カドミウム及びその化合物				0.05mg/L以下	
12 フッ素及びその化合物				0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	20.2 mg/L			200mg/L以下	
13 亜硫酸及びその化合物				1mg/L以下	39 有機リン(リン酸)				300mg/L以下	
14 四塩化炭素				0.002mg/L以下	40 蒸発残留物				500mg/L以下	
15 1,4-ジメチルベンゼン				0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤				0.2mg/L以下	
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン				0.04mg/L以下	42 ジェオスミン				0.0001mg/L以下	
17 ジクロロメタン				0.02mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール				0.0001mg/L以下	
18 テトラクロロエチレン				0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤				0.02mg/L以下	
19 トリクロロエチレン				0.01mg/L以下	45 フェノール類				0.005mg/L以下	
20 ベンゼン				0.01mg/L以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/L未滿			3mg/L以下	
21 塩素酸				0.6mg/L以下	47 pH値	7.7			5.8 ~ 8.6	
22 クロロ酢酸				0.02mg/L以下	48 味	異常なし			異常でないこと	
23 クロホルム				0.06mg/L以下	49 臭気	異常なし			異常でないこと	
24 ジクロロ酢酸				0.03mg/L以下	50 色度	0.5 度未滿			5度以下	
25 ジプロクロロメタン				0.1mg/L以下	51 濁度	0.1 度未滿			2度以下	
26 臭素酸				0.01mg/L以下	52					
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。									
備考	色度実測値：0.00度 濁度実測値：0.000度									
試験期間	2024年3月15日				～				2024年3月19日	
検査責任者	副センター長 今野 英明				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。					